

子どもが安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

- * 「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる問題である」という認識をもつ。
- * 「いじめは人として絶対に許されない行為である」という毅然とした態度で臨む。
- * 小さなサインを見逃さず、子どもや保護者の訴えを真剣に受け止める姿勢をもつ。
- * いじめられている子どもの立場に立って考え、初期段階から組織的に取り組む。
- * 日頃から子どもや保護者、地域との信頼関係の構築に努める。

【未然防止】

- * 健やかでたくましい心を育むために、家庭、保・幼・小、地域とのつながりを大切にする。
- * 生徒同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努める。
- * いじめについて考える場や機会を設定し、生徒自らがいじめをなくそうとし、「いじめを見ぬ振りはいしたくない」という心を育てる。また、生徒を認め、自尊感情を育む。
- * インターネット、SNS等利用の危険性について、生徒や保護者に啓発をする。
- 昨年度の取り組みの評価—
- * 各校（小中三校合同研修等）との連携、地域との連携がスムーズに行えた。温かな雰囲気の中、大きな問題は起きなかった。
- * ネット利用については、家庭との連携をより深めたい。

【早期発見】

- * 日頃の指導の中で、生徒や保護者との信頼関係を築き、気軽に相談できる雰囲気をつくる。
- * 生活アンケートによる定期的な実態把握を行う。
- * 担任や生徒指導は、養護教諭、スクールカウンセラー、学校支援員等と情報を伝え合う。
- * 生徒の、いじめを受けているサインを見逃さない。
- * 家庭訪問や面談等で、「あなたを大切にしている」というメッセージを伝える。
- 昨年度の取り組みの評価—
- * 生活アンケートの活用により、問題を把握し、早めに対応することができた。
- * スクールカウンセラーと担任・学年等でケース会議をもち、対応を協議することができた。

【早期対応】

- * 運営委員会で気になる生徒を確認し、ケース会議を開催する。
- * 多方面からの情報収集により、いじめの全体像を把握し、具体的な対応方針や指導方針を決定する。
- * 解決に向け、いじめられた生徒への支援、いじめた生徒や周囲の生徒への指導、保護者への対応等に学校体制で適切に取り組む。
- * 継続的に経過観察を行うとともに、再発防止・未然防止に向けた指導体制を点検する。
- 昨年度の取り組みの評価—
- * 打ち合わせの時間変更で、運営委員会から全職員への情報の流れをつくることができた。
- * 全職員への連絡、報告の流れをよりスムーズに行う必要がある。

【PTAや地域との連携】

- * PTAによる朝のあいさつ運動や交通安全指導
- * 補導活動による小・中学生への声かけ運動
- * 補導定例会での情報交換

【生徒が自ら考える場・機会の設定】

- * 道徳の時間を中心にあらゆる場面で、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、生徒がじっくりと考えを深められるようにする。
- * 学級活動・生徒会活動では、生徒が主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図る。（ピアサポート活動の活性化など）

【いじめ対策委員会】

- 委員 校長、教頭、教務主任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事
スクールカウンセラー
(スクールソーシャルワーカー)

【職員研修・指導体制】

- * 年度当初、生徒理解研修を実施し、生徒理解に努める。
- * いじめ防止のための職員研修として「静岡県いじめ対応マニュアル」、「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」、「子どもが安心して学べる学校づくり」等を活用し、①いじめのない学校づくり、②思いやりあふれる学校づくりについての共通理解を図る。
- * スクールカウンセラーを講師とした、いじめ防止のための研修を行う。
- * 担任だけに任せず、必ずチームで対応する。
- * 校内研修や打ち合わせで、いじめや人権教育に関する研修や見直しを行う。
- * 職員アンケートを行い、日常の指導の振り返りを行い、次からの指導に生かす。

【取組等の点検】

【関係機関との連携】

いじめに対する指導・援助には専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超える場合があることを共通理解し、教育委員会（教育政策課）、警察署、児童相談所、子ども家庭課、子ども発達支援センター、民生委員、主任児童委員らと日頃から積極的な情報交換を行う。